

趣意書

【1】目的と意義

当社は、1995年4月から心停止後の腎臓移植を公平かつ迅速に行い、1997年10月16日に臓器移植法が施行され、日本でも脳死下での臓器提供が始まるにともない、この日より日本臓器移植ネットワークに改組し、日本における死後の臓器提供について、公平かつ適正な臓器のあっせん業務を行ってまいりました。また、2013年4月より内閣総理大臣の認定を受け、公益社団法人へと移行したところであります。

臓器移植は、臓器に重い障害がある方にとって有効な唯一の治療法ですが、このためには、第三者の善意による死後の臓器提供があって初めて成り立つ医療であります。

現在、心臓、肝臓、肺、膵臓、腎臓、小腸の移植を希望して当社に登録されている待機患者数は約15,000人です。2010年7月17日に改正臓器移植法が施行され、脳死下での臓器提供が大幅に増加しましたが、年間の臓器提供数は殆ど変わっておりません。

今後の臓器移植医療の発展には、国民の方々に臓器移植に対する理解を広め、自分自身の問題として考え、臓器提供に関する意思表示していただくことが不可欠です。また臓器移植においては、「提供する」「提供しない」「移植を受ける」「移植を受けない」全ての意思が尊重されなくてはなりません。

それには全国的に移植医療の知識の積極的な普及啓発が必要であり、意思表示に加えて、その意思を医療機関で確実に尊重できるような環境を整えることを推進し、国民の福祉向上に寄与して参ります。

当社として、そのための事業を行うために臓器移植対策事業として国から国庫補助金を受けております。また、それ以外の収入としてコーディネート経費や会費等がありますが、それを上回る事業費を必要としております。不足する資金は、多くの皆様からの善意のご寄付に頼らざるをえないのが実情であります。

つきましては、誠に恐縮とは存じますが、当社の置かれております状況と臓器移植事業の重要性にご理解を賜り、何卒、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【2】事業の概要

1. 臓器移植に関する調査及び研究並びにそれらに対する援助
2. 臓器移植に関する医師及び医療機関相互の協力体制の樹立に対する協力及び援助（臓器移植の重要性を理解し、これに協力する医師、医療機関及び関係団体に対する援助を含む。）
3. 臓器移植の知識の普及及び啓発
4. 移植希望者の登録、臓器提供者の確保、移植適合者の選定その他の死体の臓器の

提供のあつせん

5. 臓器移植に関する業務に従事する者に対する教育及び研修
6. 組織適合性検査のための諸条件の整備
7. 臓器移植を受けた者及び臓器提供後の家族に対する協力及び援助
8. 臓器移植に関する講習会及びセミナー等の開催
9. 臓器移植に関する映像、印刷物等の制作及び配布
10. 臓器移植に関する医療機器及び材料等の開発及び研究開発の受託
11. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【3】 寄付金お振込先

銀行口座 ○みずほ銀行 虎ノ門支店
 普通預金 1 7 7 9 3 5 2

 シャ) ニホンゾウキイシヨクネットワーク
口座名義 公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

○郵便振替
 0 0 1 8 0 - 8 - 1 7 4 1 8 4

 シャ) ニホンゾウキイシヨクネットワーク
口座名義 公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

2022年3月25日